

新町家パートナー事業者の募集・紹介 取組の手引

1 趣旨

この取組は、京町家の知恵を取り入れた住宅「新町家」を普及させる趣旨に賛同し、その建築や普及啓発に取り組む事業者（以下「新町家パートナー事業者」といいます。）を募集し、その取組を紹介することにより、新町家の普及啓発に向けた取組の輪を広げ、1軒でも多くの新町家が普及することを目的としています。

2 応募要件

新町家パートナー事業者は、下記を全て満たすものとします。

- (1) 住宅の設計、施工又は供給を行っていること
- (2) 令和2年3月に京都市が発行した「新町家のすすめ」を踏まえて、自己が管理するホームページに、「自己が考える新町家」について掲載するとともに、京都市の新町家のホームページのリンク付けをしていること

京都市ホームページリンク先：
<https://kyomachiya.city.kyoto.lg.jp/shinmachiya/>

- (3) 新町家の普及啓発に係る取組を行う予定があること
- (4) 平成19年9月1日以降に工事に着手した、京都市内の住宅※（新町家の指針のうち、3つ以上を取り入れたもの（適法に建築等されたものに限る。ただし、指針2は必須とする。））の建築又は改修を手掛けた実績があること
※ ここでいう「住宅」とは、昭和25年11月24日以降に新築工事に着工した建築物であって、新町家パートナー事業者への応募の時点でその全部又は一部を住宅の用に供するものをいいます。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (6) 過去5年以内に建築士法又は建設業法の規定に反して、罰則を受けていないこと

3 応募手続

以下の必要書類を、e-mail、FAX、郵送又は持参により、京都市都市計画局まち再生・創造推進室まで提出してください。「物件情報シート」については、データ（e-mail 又は CD-R(USB は不可。)) も併せて提出してください。

【必要書類】

<新規登録の場合>

- ・「新町家パートナー事業者」応募用紙
- ・新町家のすすめ 建築実例 物件情報シート（上記2(4)を満たす物件の情報を記載）
- ・新町家チェックシート
- ・自己が管理するホームページへの「自己が考える新町家」及び京都市の新町家のホームページのリンク付けの掲載案

<物件の追加登録の場合>

- ・新町家のすすめ 建築実例 物件情報シート
- ・新町家チェックシート

<新町家に関するイベント情報の掲載を希望する場合>

- ・新町家イベント情報掲載依頼書

<応募内容に変更が生じた場合>

- ・「新町家パートナー事業者」変更届

<京都市ホームページでの掲載取下を希望する場合>

- ・「新町家パートナー事業者」掲載取下届

4 京都市ホームページでの公表

- (1) 京都市は、提出された必要書類の内容が、上記2の要件に合うことを確認のうえ、京都市ホームページで、新町家パートナー事業者、物件情報シートに記載の建築実例（建築主の同意が得られたものに限る）、新町家に関するイベント情報を紹介します。
- (2) 京都市は、上記4(1)以外の建築実例（建築主の同意が得られたものに限る）のうち、以下の全てを満たすものを、新町家パートナー事業者と協議の上、京都市ホームページに外観写真と併せて掲載（建築実例と直接リンク付け）することができます。

なお、京都市ホームページへの掲載に係る書類等は不要です。

ア 新町家パートナー事業者が設計、施工又は供給を行った京都市内の住宅※

※ 上記2(4)の注釈と同様。

イ 新町家パートナー事業者が管理するホームページに掲載済みの建築実例

ウ ホームページの掲載情報から、新町家の指針（指針2は必須）を3つ以上取り入れていると考えられるもの

5 新町家パートナー事業者証の交付

京都市は、提出された必要書類の内容が、上記2の要件に合うことが確認できた事業者に、新町家パートナー事業者証を交付します。

6 新町家ロゴマークの使用

新町家パートナー事業者は、新町家に関する取組を行う際に、新町家ロゴマークを使用することができます。

なお、新町家パートナー事業者への応募前でも、上記2(2)に基づいて自己のホームページに掲載する「自己が考える新町家」の部分には、新町家ロゴマークを使用することができます。

7 公表の取止め等

次のいずれかに該当すると認められた場合は、新町家パートナー事業者としての資格を失うものとし、京都市ホームページでの、新町家パートナー事業者としての公表を取り止めます。

- (1) 法令に反する行為を行ったとき
- (2) 上記2の要件を満たさなくなったとき
- (3) 新町家パートナー事業者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき
- (4) 新町家パートナー事業者から公表取下げの申出があったとき
- (5) 上記(1)～(4)のほか、京都市が新町家パートナー事業者として不適格と認めるとき

8 問合せ・提出先

担当課：京都市都市計画局まち再生・創造推進室（京町家担当）

所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階8番窓口

TEL：075-222-3503

FAX：075-222-3478

E-mail：machisai_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp

9 参考

「新町家のすすめ」のホームページ ※必要書類の書式等もダウンロードできます。

<https://kyomachiya.city.kyoto.lg.jp/shinmachiya/#2>